

京都市アバンティホール条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市条例第61号）（文化市民局文化部文化課）

京都市アバンティホールの使用料の適正化を図るため、これを次のとおり改定することとしました。

区 分		使 用 料					
		午 前		午 後		夜 間	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
ホ ー ル	日曜日、 土曜日及 び休日	円 37,000	円 41,000	円 48,000	円 53,000	円 55,000	円 61,000
	その他の 日	30,000	36,000	40,000	48,000	46,000	56,000
会 議 室		2,500	3,000	3,000	3,600	3,700	4,500

この条例は、平成17年4月1日から施行することとしました。

なお、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例によることとします。

京都市アバンティホール条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市条例第61号

京都市アバンティホール条例の一部を改正する条例

京都市アバンティホール条例の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中

「

37,000 <sup>円</sup>	48,000 <sup>円</sup>	55,000 <sup>円</sup>
30,000	40,000	46,000
2,500	3,000	3,700

を

」

「

41,000 <sup>円</sup>	53,000 <sup>円</sup>	61,000 <sup>円</sup>
36,000	48,000	56,000
3,000	3,600	4,500

に改める。

」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局文化部文化課)